

安心・安全なメタバースの実現に関する研究会 開催要綱

1 目的

メタバースはまだ黎明期であり、将来的に市場規模及びユーザ数が大幅に増加することを見据え、ユーザにとってより安心・安全なメタバースの実現に向け、民主的価値に基づく原則等を検討するとともに、メタバースに係るサービスが国境を越えて提供されることを踏まえ、国際的なメタバースの議論にも貢献することを目的とする。

また、本研究会は、「Web 3時代に向けたメタバース等の利活用に関する研究会」（以下「前研究会」という。）報告書において提示されたメタバース等の発展に向けた課題と課題解決の方向性のうち、継続的なフォローアップが必要とされたものについて、引き続き検討を行うものとする。

2 名称

本研究会の名称は、「安心・安全なメタバースの実現に関する研究会」とする。

3 研究事項

- (1) メタバースの民主的価値に基づく原則等に関連する事項
- (2) 国際的なメタバースの議論に関連する事項
- (3) 前研究会報告書に関連する事項
- (4) (1) から (3) に掲げる事項のほか、メタバース等に関連する事項

4 構成及び運営

- (1) 本研究会は、総務省情報通信政策研究所長の研究会として開催する。
- (2) 本研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、研究会構成員の互選により定めることとし、座長代理は座長が指名する。
- (5) 座長は、本研究会を招集し、主宰する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本会を招集し、主宰する。
- (6) 本会は、必要があるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (7) 座長は、必要に応じて、ワーキンググループ等を開催することができる。
- (8) ワーキンググループ等の構成員及び運営に必要な事項については、座長が定めるところによる。
- (9) その他、本研究会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事の公開

- (1) 本研究会の会合は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益又は公共の利益を害するおそれがあると座長が認める場合その他座長が必要と認める場合には、非公開とする。
- (2) 本研究会の会合において配付した資料については、原則として総務省のWebサイトに掲載し、公開する。ただし、資料を公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益又は公共の利益を害するおそれがあると座長が認める場合その他座長が必要と認める場合には、非公開とする。
- (3) 本研究会の会合であって、非公開とするものについては、原則として、その終了後に、議事要旨を作成し、総務省のWebサイトに掲載し、公開する。

6 その他

- (1) 本研究会の庶務は、情報流通行政局参事官の協力を得て、総務省情報通信政策研究所調査研究部が行う。
- (2) 前研究会については、本研究会の開催をもって終了とする。

安心・安全なメタバースの実現に関する研究会 構成員

雨宮 智浩	東京大学情報基盤センター 教授
安藤 広志	情報通信研究機構ユニバーサルコミュニケーション研究所 先進的リアリティ技術総合研究室 上席研究員
石井 夏生利	中央大学国際情報学部 教授
出原 立子	金沢工業大学情報フロンティア学部 教授
栄藤 稔	大阪大学先導的学際研究機構 教授
江間 有沙	東京大学国際高等研究所東京カレッジ 准教授
大屋 雄裕	慶應義塾大学法学部 教授
岡嶋 裕史	中央大学国際情報学部 教授/政策文化総合研究所 所長
木村 朝子	立命館大学情報理工学部 教授
小塚 莊一郎	学習院大学法学部 教授
塚田 学	東京大学大学院情報理工学系研究科 准教授
辻 大介	大阪大学大学院人間科学研究科 教授
仲上 竜太	日本スマートフォンセキュリティ協会技術部会 部会長
増田 雅史	森・濱田松本法律事務所 パートナー
安田 洋祐	大阪大学大学院経済学研究科 教授

(五十音順)

オブザーバー

内閣府知的財産戦略推進事務局 参事官
 金融庁総合政策局イノベーション推進室 課長補佐
 デジタル庁戦略・組織グループ Web3.0 政策担当 参事官補佐
 経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業課 課長補佐
 国土交通省都市局国際・デジタル政策課 企画専門官